

春川県受付番号 第2949	
処理期間 月日	23.7.25
分類記号	
事務連絡	

平成23年7月22日

関西・北陸・中国・四国・九州電力から電力供給される府県医療主管課 御中

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局指導課

### 医療施設における夏期の節電の取組の進め方等について

今般の東日本大震災に伴う対応について、特段の御配慮をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

今夏の電力需給対策については、従来、東京・東北電力管内を対象として対応がなされてきたところですが、7月20日の「電力需給に関する検討会合」において「西日本5社の今夏の電力需給対策について」(別添1)が取りまとめられ、西日本においても節電の取組を行う必要があるとの考え方が示されました。

これを踏まえ、西日本5社(関西・北陸・中国・四国・九州電力をいう。以下同じ。)管内に所在する医療施設につきましても、可能な限り、夏期(7~9月)の節電に取り組んでいただくことが必要です。

つきましては、皆様におかれましては、下記の内容につき御了知いただきますとともに、貴管内の西日本5社管内の医療施設等に対して周知していただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 西日本における電力需給対策の基本的な考え方について

西日本5社の今夏の電力需給の見通しを踏まえ、関西電力管内及びその他の4社管内において、それぞれ下記のとおり節電の取組を行うことが求められています。

なお、これらの取組は、あくまで自主的な取組として行っていただくことを要請するものです。東京・東北電力管内と異なり、電気事業法に基づく規制を行うものではありません。

##### (1) 関西電力管内における節電の考え方について

関西電力管内においては、これまで、管内の自治体又は自治体の連合により節電に対する積極的な取組みがなされてきたところであります。また、関西電力による節電要請も行われてきたところです。

こうした取組がなされている中で、今般の供給力低下の新たな事態を迎え、発電所のトラブル等のリスクも考慮し、今夏のピーク期間・時間帯（目安は、7月25日から9月22日の平日の9時から20時）において、全体として▲10%以上を目途に節電に取り組むこととされました。

ただし、節電にあたっては、国民生活及び経済活動への影響を最小限とするため、生命・身体の安全確保に不可欠な施設等については、東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方（別添1の別紙5）も参考して、それぞれの事情を勘案した節電に取り組むこととされています。

#### （2）北陸・中国・四国・九州電力管内における節電の考え方について

北陸・中国・四国・九州電力管内においては、関西電力管内とは異なり、具体的な節電目標は示されておりませんが、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電（具体的には、照明・空調機器等の節電など）に取り組むこととされています。

### 2. 医療施設における節電の取組について

#### （1）関西電力管内の医療施設における節電の取組について

医療施設については、生命・身体の安全確保に不可欠な施設であるため、それぞれの事情を勘案して節電に取り組むことが求められますが、夏期の電力需給ギャップを解消するためにも、医療施設においても、可能な限り節電に取り組んでいただくことが必要です。

少なくとも昨年の使用最大電力（原則として、昨年の7月25日から9月22日の平日の9時から20時における1時間単位の使用最大電力（kW）をいう。）を超えないことを目標として、「節電に取り組んでいただくことが適当と考えられます。

別添2の節電アクションに記載されている具体的な節電の取組例も参考にしつつ、積極的に節電の取組を行っていただくようお願いいたします。

#### （2）北陸・中国・四国・九州電力管内の医療施設における節電の取組について

上記1（2）の考え方に基づき、別添2の節電アクションに記載されている具体的な節電の取組例も参考にしつつ、上記2（1）と同様、可能な限り節電の取組を行っていただくようお願いいたします。

### 3. 留意点

停電の発生の際の在宅療養患者への対応については、「停電に係る在宅医療患者への対応について」（平成23年4月8日厚生労働省医政局指導課事務連絡。別添3）において、御対応をお願いしたところです。

上記のとおり、西日本においても、電力需給の見通しが徐々に厳しくなっている状況にありますので、万が一の停電の際にも在宅療養患者の生命・健康に支障のないよう、必要に応じて、上記事務連絡を踏まえた御対応の徹底をお願いいたします。

また、医療機関においても、必要に応じて、自家発電装置の点検や燃料の確保を行う等の対応をお願いいたします。

(添付資料一覧)

別添 1：「西日本5社の今夏の電力需給対策について」（7月20日電力需給に関する検討会合）

別紙1：西日本5社における今夏（8月）の需給見通し

別紙2：各社の供給力増加対策

別紙3：今夏の需給見通し

別紙4：関西電力の供給区域

別紙5：東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用にあたっての制限緩和措置の考え方

別添2：「節電アクション」（資源エネルギー庁作成資料）

別添3：「停電に係る在宅医療患者への対応について」（平成23年4月8日厚生労働省医政局指導課事務連絡）

#### 4. 参考となるウェブサイト等

経済産業省ホームページ

- ・「電力需給に関する検討会合」

[http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity\\_supply/0325\\_electricity\\_supply.html](http://www.meti.go.jp/earthquake/electricity_supply/0325_electricity_supply.html)

- ・「節電—電力消費をおさえるには—」

<http://www.meti.go.jp/setsuden/index.html>

厚生労働省ホームページ

- ・「夏期の電力供給対策について」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001cg50.html>

<照会先>

厚生労働省医政局電力確保チーム

電話（代表）03-5253-1111（内線2672、2518）

## 西日本5社の今夏の需給対策について

平成23年7月20日  
電力需給に関する検討会合

## 1. 東北・東京・中部の状況

(1) 東北・東京電力については、震災による供給力減に対応し、供給力の追加措置を講じる一方、「夏期の電力需給対策について」(5/13 電力需給緊急対策本部決定)に基づいて、▲15%の目標を掲げ、需要抑制に取り組んでいる。

(注1) 東京電力の供給力は、西からの融通100万kWを織り込まなくなつた一方、自家発からの購入増、揚水の復旧等による供給力追加措置により、5,470万kW(予備率▲8.8%)。東北電力の供給力は、1,382万kW(予備率▲6.6%)。

(注2) 予備率を算定する前提とした最大電力需要は、平成22年度夏ピーク(1日最大値)をベースに「夏期の電力需給対策について」で定めたもの。

(2) 中部電力については、浜岡原子力発電所の全号機停止に対応し、供給力の追加措置を講じた結果、予備率は3.2%。最低限必要な3%は上回っているが、通常必要とされる8%以上の水準となっていないことから、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲で節電に取り組んでいる。

## 2. 西日本における今夏の需給見通し (別紙1、2、3参照)

(1) 西日本5社(関西・北陸・中国・四国・九州電力)については、定期検査等を終了見込みの原子力発電所が再起動すれば、予備力10%前後となるが、再起動できない場合、西日本5社合計で予備率が▲2.3%となる。

(2) これに対し各社は、水力及び火力の補修作業時期の変更や自家発からの購入増などの供給力追加措置に取り組んできた。この結果、西日本5社全体で予備率は1.7%、60Hzエリア(中西6社)全体での予備率は2.1%を確保できる見通しが立っていたところである。

(3) しかしながら、関西電力大飯原子力1号(118万kW:調整運転中)が7月16日に、さらに中国電力三隅火力(100万kW)が7月18日に、トラブルで停止したことにより、西日本5社全体で予備率は▲1.2%、60Hzエリア(中西6社)全体での予備率は▲0.0%となる。

(4)個々の会社では、以下のとおり。

- ① 関西電力が、大飯原子力1号の停止に加え、高浜原子力4号(7/21)、大飯原子力4号(7/22)が定検で停止するが、これに加えて、三隅火力の停止に伴い中国電力からの融通が見込めない場合、予備率は▲6.2%となる。
- ② 他社は、予備率はプラスとなっているが、四国電力(予備率4.0%)以外は最低限必要な予備率3%を下回る。(北陸電力2.0%、中国電力2.8%、九州電力2.1%)

### 3. 西日本の今夏の需給対策の基本的考え方

西日本の電力管内において、以上の状況を踏まえ、需給逼迫による停電の発生を回避するため、以下の対応を行う。

#### (1)供給面

①引き続き、自家発の活用等、供給力の積み増し努力を続けていく。

②また、日々の電力系統の運用において、各社の需給状況を踏まえつつ、更に機動的な相互の融通を行うことで、需給が逼迫する地域(特に関西電力管内)の需給バランスを確保できるような対応を行う。

#### (2)需要面

##### ①関西電力管内における取組

i)関西電力管内(別紙4)においては、これまで、管内の自治体又は自治体の連合により節電に対する積極的な取組みがなされてきたところであり(注)、また、関西電力による節電要請も行われてきたところである。

こうした取組がなされている中で、今般の供給力低下の新たな事態を迎え、発電所のトラブル等のリスクも考慮し、今夏のピーク期間・時間帯(目安は、7月25日から9月22日の平日の9時から20時)において、全体として▲10%以上を目標に節電に取り組むこととする。この具体的な節電への取組みに当たっては、上記管内自治体等の取組みを十分踏まえて行うものとする。

(注)関西広域連合ではピーク時10%の節電を呼びかけ、傘下の各県においても具体的な呼びかけを行っている。また、奈良県では10%超、福井県では10%以上の節電の呼びかけを行っているなど、各自治体が節電に取り組んできている。

ii)節電に当たっては、使用最大電力(kW)の抑制を基本として、国民生活及び経済活動への影響を最小限とするように取り組む。この観点から、生命・身体

の安全確保に不可欠な施設や、安定的な経済活動・社会生活に不可欠である一方、電力の使用形態から一律適用が困難な施設等については、東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用に当たっての制限緩和措置の考え方(別紙5)も参照して、それぞれの事情を勘案した節電に取り組む。

- ②他の電力の管内については、国民生活及び経済活動に支障を生じない範囲での節電(具体的には、照明・空調機器等の節電など)に取り組む。
  - ③政府の地方支分部局及び政府関係機関においては、「夏期の電力需給対策について」(5月13日電力需給緊急対策本部決定)で定めた「政府の節電実行基本方針」に掲げる「節電に係る具体的取組」を参考として、節電に率先して取り組む。
  - ④政府としては、以下のような支援・広報活動を行う。なお、電事法第27条の発動による需要抑制は行わない。
    - i) 事業者(大口・小口需要家)向けには、「夏期の電力需給対策について」で示した節電行動計画の標準フォーマットを活用して具体的な「節電アクション」をわかりやすく示すとともに、節電ポータルサイトの活用を図る等支援・広報活動を行う。
    - ii) 家庭向けには、「夏期の電力需給対策について」に基づく「節電対策メニュー」を活用した広報活動を行う。
  - ⑤電力需給の逼迫が予想される場合には、需給調整契約の最大限の活用による大口需要家等への需要抑制や、政府から一層の節電を依頼する「需給ひつ迫のお知らせ」による情報提供を行う。
- (注)翌日の予備率が3%未満になると予想される電力管内がある場合には、需給が逼迫していることを管内に周知し、より一層の節電を促すために「電力需給逼迫のお知らせ(仮称)」を発出。タイミングは前日夕刻と当日朝を想定。

(別紙1)

### 西日本5社における今夏(8月)の需給見通し[発電端、万kW]

#### ◆平成23年度供給計画ベース

	関西	北陸	中国	四国	九州	西5社	中西6社
最大需要	3,138	573	1,201	597	1,750	7,259	9,968
供給力	3,381	690	1,342	666	2,041	8,120	11,208
予備力	243	117	141	69	291	861	1,241
予備率	7.7	20.4	11.7	11.6	16.7	11.9	12.4

※供給力は平成23年度供給計画ベース。



#### ◆定検等を終了見込みの原子力が一つも再起動できない場合(追加対策なし)

	関西	北陸	中国	四国	九州	西5社	中西6社
最大需要	3,138	573	1,201	597	1,750	7,259	9,968
供給力	2,904	523	1,313	577	1,778	7,094	9,758
予備力	▲234	▲50	112	▲20	28	▲164	▲210
予備率	▲7.5	▲8.8	9.3	▲3.4	1.6	▲2.3	▲2.1

※供給力は平成23年度供給計画ベースから原子力分を除いて試算。また、供給計画策定以降の状況変化も反映。



#### ◆供給力増加対策実施後

	関西	北陸	中国	四国	九州	西5社	中西6社
最大需要	3,138	573	1,201	597	1,750	7,259	9,968
供給力	3,015 (2,943)	584	1,263 (1,235)	621	1,786	7,268 (7,168)	10,065 (9,965)
予備力	▲123 (▲195)	11	62 (34)	24	36	10 (▲90)	97 (▲3)
予備率	▲3.9 (▲6.2)	2.0	5.1 (2.8)	4.0	2.1	0.1 (▲1.2)	1.0 (▲0.0)

( )は三隅火力が停止している間

## 各社の供給力増加対策

### (1) 関西電力

- ・ 補修作業時期の変更
  - 奥多々良木、黒部川第二、赤尾、蟹寺水力(34万kW)
  - 共同火力(7万kW)
- ・ 火力の増出力(+10万kW)
- ・ トラブル停止していた舞鶴火力1号(90万kW)の再起動
- ・ 自家発・PPSからの購入増(+23万kW。合計で93万kW)
- ・ 他電力からの融通(+65万kW)
  - ※大飯原子力1号がトラブル停止(▲118万kW)
  - ※三隅火力が停止している間は他電力からの融通は取り止め(▲72万kW)

### (2) 北陸電力

- ・ 補修作業時期の変更
  - 有峰水力1～3号(16.5万kW)
  - 福井三国火力1号(25万kW)
- ・ 他電力への融通取り止め(+20万kW)

### (3) 中国電力

- ・ 停止予定の瀬戸内共同火力の稼働(22万kW)
- ・ 他電力への融通(▲72万kW)
  - ※三隅火力がトラブル停止(▲100万kW)
  - ※三隅火力が停止している間は融通取り止め(+72万kW)

### (4) 四国電力

- ・ 補修作業時期の変更
  - 坂出火力2号(35万kW)
- ・ 自家発等からの購入増(+14万kW)
- ・ 他電力への融通(▲4万kW)

### (5) 九州電力

- ・ 離島の内燃力設備の臨時稼働(+8万kW)

## 今夏の需給見通し

[発電端(万kW)、%]

## &lt;三隅火力発電所が復帰した後&gt;

	北海道電力	東北電力	東京電力	中部電力	関西電力	北陸電力	中国電力	四国電力	九州電力	東日本3社 合計	中西日本6社 合計	西日本5社 合計	9社合計
最大電力需要※	506	1,480	6,000	2,709	3,138	573	1,201	597	1,750	7,986	9,968	7,259	17,954
対策後の最大供給力	549	1,382	5,470	2,797	3,015	584	1,263	621	1,786	7,401	10,065	7,268	17,466
予備力	43	▲ 98	▲ 530	87	▲ 123	11	62	24	36	▲ 585	97	10	▲ 488
予備率(%)	8.5	▲ 6.6	▲ 8.8	3.2	▲ 3.9	2.0	5.1	4.0	2.1	▲ 7.3	1.0	0.1	▲ 2.7

※最大電力需要は、東北電力・東京電力管内は、平成22年度夏ピーク(1日最大値)をベースに「夏期の電力需給対策について」で定めたもの。他の電力管内は、平成22年度夏ピーク実績又は各社の平成23年度夏ピーク見通しのいずれか高い方で想定。

## &lt;三隅火力発電所が復帰しない期間&gt;

	北海道電力	東北電力	東京電力	中部電力	関西電力	北陸電力	中国電力	四国電力	九州電力	東日本3社 合計	中西日本6社 合計	西日本5社 合計	9社合計
最大電力需要※	506	1,480	6,000	2,709	3,138	573	1,201	597	1,750	7,986	9,968	7,259	17,954
対策後の最大供給力	549	1,382	5,470	2,797	2,943	584	1,235	621	1,786	7,401	9,965	7,168	17,366
予備力	43	▲ 98	▲ 530	87	▲ 195	11	34	24	36	▲ 585	▲ 3	▲ 90	▲ 588
予備率(%)	8.5	▲ 6.6	▲ 8.8	3.2	▲ 6.2	2.0	2.8	4.0	2.1	▲ 7.3	▲ 0.0	▲ 1.2	▲ 3.3

※最大電力需要は、東北電力・東京電力管内は、平成22年度夏ピーク(1日最大値)をベースに「夏期の電力需給対策について」で定めたもの。他の電力管内は、平成22年度夏ピーク実績又は各社の平成23年度夏ピーク見通しのいずれか高い方で想定。

(別紙4)

### 関西電力の供給区域

- 大阪府
- 京都府
- 奈良県
- 滋賀県
- 和歌山県
- 兵庫県(赤穂市福浦を除く)
- 三重県のうち、南牟婁郡及び熊野市(金山町、久生屋町、有馬町、井戸町、木本町、飛鳥町、五郷町、育生町、神川町、紀和町)
- 岐阜県のうち、不破郡関ヶ原町(今須西町、今須中町、門前、祖父谷、平井、竹の尻、門間、下明谷、貝戸、新明)
- 福井県のうち、小浜市、大飯郡、三方郡及び三方上中郡

## 東京・東北電力管内における電気事業法第27条の適用に 当たっての制限緩和措置の考え方

東京・東北電力管内における大口需要家については、原則、昨年の使用最大電力の値の15%削減した値を使用電力の上限とし、例外として以下の制限緩和措置を講じている。

### (1) 生命・身体の安全確保に不可欠な需要設備

#### ① 医療関係

- 医療施設：削減率0%
- 使用制限が生命・身体の安全確保に特に影響を及ぼす医薬品・医療機器製造販売業及び製造業、医薬品卸売販売業：削減率0%

#### ② 老人福祉・介護関係

- 使用制限が生命・身体の安全確保に重大な影響を及ぼす老人福祉施設、介護保険施設、障害児（者）福祉施設等：削減率0%

#### ③ 衛生・公衆安全関係

- 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金により地方公共団体が実施する坑排水処理事業：削減率0%
- 上下水道、上下水道等に原水を供給する揚水機場（調整池を有さないものに限る）：削減率5%
- 産業廃棄物処理施設（焼却処理施設に限り、当該施設が主要施設である場合に限る）：削減率5%
- 火葬場：削減率10%
- と畜場：削減率10%

### (2) 安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要設備

#### ① 24時間・365日電力使用の変動幅がほぼフラットな需要設備

- 情報処理システムに係る需要設備（例：データーセンター、金融機関、航空、通信関係のシステム）：削減率（変動幅に連動）
- クリーンルーム又は電解施設を有する需要設備：削減率（変動幅に連動）

#### ※電力使用の変動幅と削減率

変動幅10%未満：削減率0%

10%以上15%未満：削減率5%

15%以上20%未満：削減率10%

②人流・物流等への影響が大きく電力の使用時間帯が変えられない需要設備

i) 交通関係

- 鉄道一般 12時～15時：削減率15%、その他の時間帯：削減率0%
- 東北・長野・上越・東海道新幹線、青函トンネル：削減率0%
- ローカル路線 片道3本／時：削減率0%、片道4, 5本／時：削減率5%（9時～12時、15時～20時は0%）

ii) 航空関係

- 航空保安施設：削減率5%
- 空港ターミナルビル：削減率5%

iii) 物流関係

- 定温倉庫、貯蔵槽倉庫、冷蔵倉庫、一定の冷蔵室を有する食料・飲料卸売業：削減率5%
- 中央・地方卸売市場：削減率5%
- 港湾運送等に係る需要設備：削減率5%

iv) 宿泊関係

- ホテル・旅館：削減率10%

v) エネルギー供給関係

- 発電のためのガス供給等に係る需要設備：0%
- 発電所等に送水する工業用水：5%

vi) その他

- 一般紙の夕刊印刷工場 12時～15時：削減率0%、その他の時間帯：削減率15%
- 夕刊紙の印刷工場 10時～12時：削減率0%、その他の時間帯：削減率15%

(3) その他

- 一括受電マンション等：契約電力上限
- 平成23年3月11日以降、今夏の電力使用抑制のために東京・東北電力管外に移転した需要設備について、同一法人の他の需要設備の削減量に考慮
- 設備の検査等により基準期間・時間帯の使用最大電力の値が契約電力に比して著しく低い場合の基準電力値を契約電力とする緩和措置

## 西日本5社における今夏の需給見通し [発電端、万kW]

## ◆平成23年度供給計画ベース

	関西電力	北陸電力	中国電力	四国電力	九州電力	西5社計	中西6社計
最大需要	3,138	573	1,201	597	1,750	7,259	9,968
供給力	3,381	690	1,342	666	8,120	11,208	
予備力	243	117	141	69	291	861	1,241
予備率	7.7	20.4	11.7	11.6	16.6	11.9	12.4

※供給力は平成23年度供給計画ベース

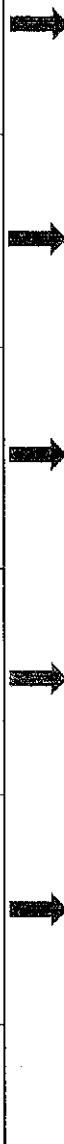


## ◆定検等を終了見込みの原子力が一つも再起動できない場合(追加対策なし)

	関西電力	北陸電力	中国電力	四国電力	九州電力	西5社計	中西6社計
最大需要	3,138	573	1,201	597	1,750	7,259	9,968
供給力	2,904	523	1,313	577	1,778	7,094	9,758
予備力	▲ 234	▲ 50	112	▲ 20	28	▲ 164	▲ 210
予備率	▲ 7.5	▲ 8.8	9.3	▲ 3.4	1.6	▲ 2.3	▲ 2.1

※供給力は平成23年度供給計画ベースから原予力分を除いて試算。また、供給計画策定以降の状況変化も反映。

各社の供給力 増加対策	・補修作業時期の変更 一、奥多々良木、萬部川第 二、赤阪、蟹井水力(34万kW) 二、赤阪原火力(7万kW) ・火力の需出力(+10.5kW) ・トラブル停止していた舞鶴火力 1号(90万kW)の再起動 ・自家発PPSからの購入増(+23 万kW。合計で93万kW) ・他電力からの融通(+20 万kW)	・補修作業時期の変更 一、春陵水力1～3号 (16.5万kW) 一、福井三国火力1号 (23万kW)	・停止予定の瀬戸内共同火力 の稼働(22万kW) 一、福井火力(2号 (35万kW)	・補修作業時期の変更 一、派出火力2号 (35万kW)	・離島の内燃力設備の臨時稼 働(+8万kW)



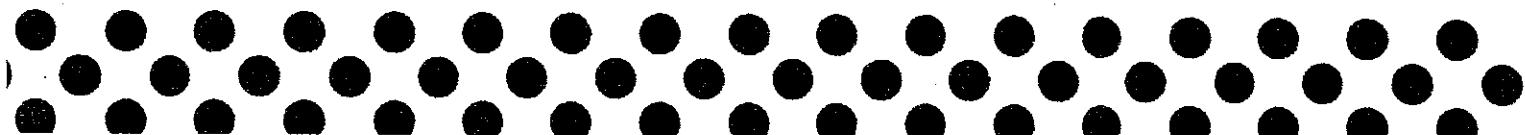
## ◆供給力増加対策実施後

	関西電力	北陸電力	中国電力	四国電力	九州電力	西5社計	中西6社計
最大需要	3,138	573	1,201	597	1,750	7,258	9,968
供給力	3,015	584	1,263	621	1,786	7,268	10,065
予備力	▲ 123	11	62	51	36	10	97
予備率	▲ 3.9	2.0	4.0	2.1	2.1	0.1	1.0
三廻火力が停止中	▲ 2,943	584	1,245	621	1,786	7,160	9,955
三廻火力が運転中	▲ 1951	11	31	24	36	▲ 90	▲ 3
三廻火力が停止中	▲ 6.2	2.0	2.8	2.1	2.1	▲ 121	▲ 0.0

事業者の皆さんへ

節電アクション

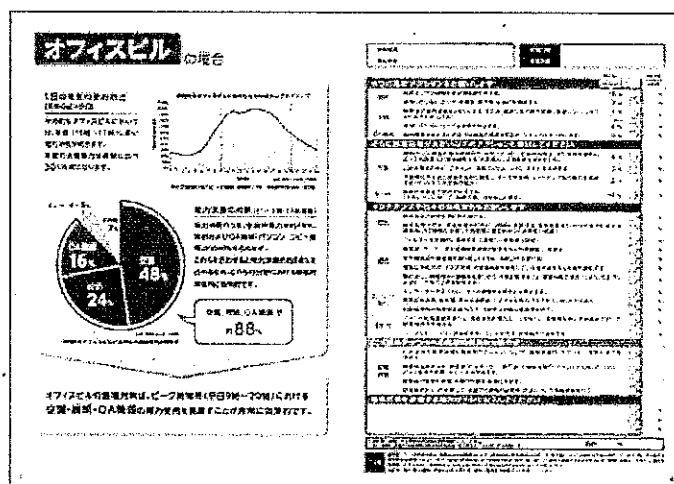
資源エネルギー庁



# この夏の節電のために 本「節電アクション」をご活用下さい。

## 本書の使い方

- 電力消費が特徴的で、かつ汎用的な利用が可能な8業種について、標準的な節電アクション及び効果目安をお示しています。チェックを行いながら、節電の取組についてご検討いただけます。
- 該当する業種(該当するものがない場合には電力消費の構造が近いと考えられる業種)の節電アクションを利用し、節電への取組チェックをお願いします。



## 目次

- オフィスビル……P3、4
- 医療機関……P9、10
- 学校………P15、16
- 卸・小売店……P5、6
- ホテル・旅館…P11、12
- 製造業………P17、18
- 食品スーパー……P7、8
- 飲食店………P13、14
- 記入例………P19、20

(参考)

政府の節電ポータルサイト「節電.go.jp」を活用して、節電行動  
計画を自主的に策定・公表いただいた方は、  
「節電宣言ステッカー」・「節電宣言ポスター」の活用が可能です。

「節電宣言ステッカー」・「節電宣言ポスター」を目につく場所に貼り、  
店舗の利用者や従業員の方々に周知する際にお役立て下さい。

政府の節電ポータルサイト(事業者向け) <http://jigyo.setsuden.go.jp>



印刷用ステッカー

職場やお店に掲出するためのステッカーです。印刷してご活用ください。

▶ 印刷用データを表示する

「節電宣言ステッカー」  
事業者毎のステッカーが  
作成されます。  
ダウンロードし  
ご活用下さい。



PRバナー

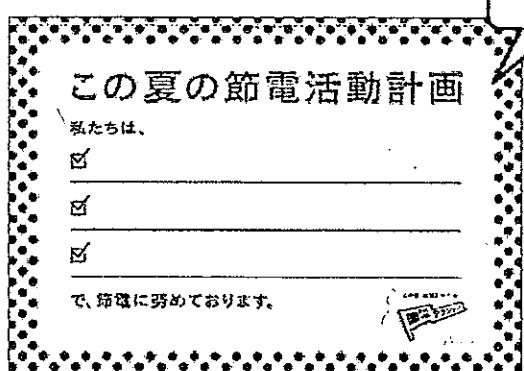
登録していただいた登録者ページを紹介するためのバナーです。ぜひホームページなどに貼ってご活用ください。

正方形バナー(250x250px)

以下のタグをHTMLのソースコードに追加してください。

```
<div><a href="setsudenprintrbanner"></a><br></div>
```

▶ コピーする



節電宣言ポスター

節電宣言ポスター

節電行動計画を記入し、オフィスや店舗内に掲載するためのポスターです。

▶ PDFを  
ダウンロードする

▶ PPTを  
ダウンロードする



ステッカー&ポスター  
展開イメージ

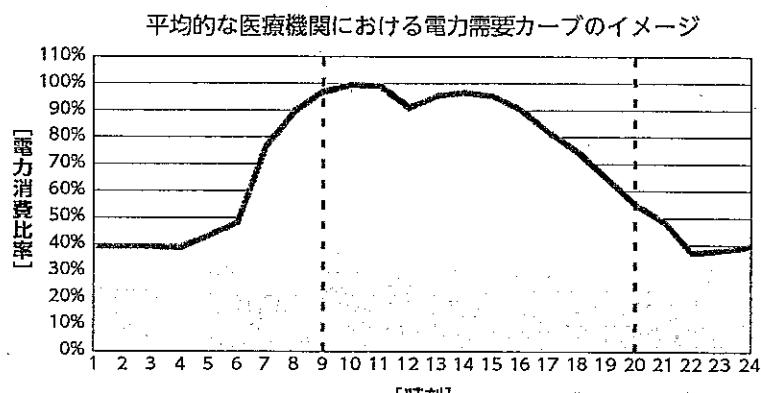
# 医療機関 の場合

## 1日の電気の使われ方

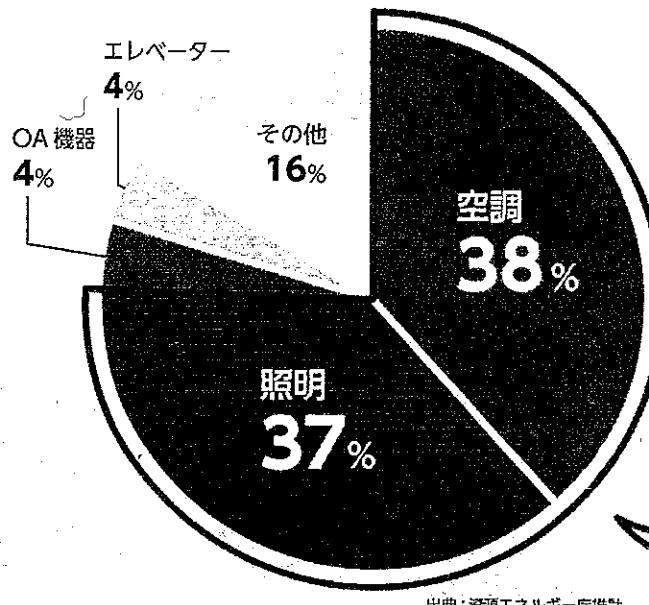
(夏期のピーク日)

平均的な医療機関(病院・診療所等)においては、昼間(9時~16時)に高い電力消費が続きます。

夜間の消費電力は昼間に比べ40%程度になります。



今年の夏期の電力ピーク期間・時間帯(7月~9月の平日9時~20時)



平均的な医療機関における用途別電力消費比率

※端数処理により合計値が100%とならないことがあります。

## 電力消費の内訳 (ピーク時:14時前後)

電力消費のうち、空調が約38%、照明が約37%を占めます。

これらを合わせると電力消費の約75%を占めるため、これらの分野における節電対策は特に効果的です。

空調、照明で

約75%

医療機関の節電対策は、ピーク時間帯(平日9時~20時)における  
空調、照明の電力使用を見直すことが非常に効果的です。

事業者名		節電目標	
責任者名		節電実績	

5つの基本アクションをお願いします		建物全体に対する 節電効果目安	既約 チェック	個別に計算 できる場合の 節電目標
照明	事務室の照明を半分程度間引きする。	4 %	<input type="checkbox"/> 1	%
	使用していないエリア(外来部門、診療部門の診療時間外)は消灯を徹底する。	4 %	<input type="checkbox"/> 2	%
空調	病棟、外来、診療部門(検査、手術室等)、厨房、管理部門毎に適切な温度設定を行う。	1 %	<input type="checkbox"/> 3	%
	使用していないエリア(外来、診療部門等の診療時間外)は空調を停止する。	1 %	<input type="checkbox"/> 4	%
	日射を遮るために、ブラインド、遮熱フィルム、ひさし、すだれを活用する。	1 %	<input type="checkbox"/> 5	%
<b>さらに節電効果が大きい以下のアクションも検討してください</b>				
空調	室内のCO <sub>2</sub> 濃度の基準範囲内で、換気ファンの一定時間の停止、または間欠運転によって外気取り入れ量を調整する(外気導入による負荷を減らすため)。	2 %	<input type="checkbox"/> 6	%
<b>メンテナンスや日々の節電努力もお願いします</b>				
照明	従来型蛍光灯を、高効率蛍光灯やLED照明に交換する(従来型蛍光灯からHf蛍光灯または直管形LED照明に交換した照明電力量の約40%消費電力削減)。	<input type="checkbox"/> 7	%	
	病棟では可能な限り天井照明を消灯し、スポット照明を利用する。	<input type="checkbox"/> 8	%	
空調	フィルターを定期的に清掃する(2週間に一度程度が目安)。	<input type="checkbox"/> 9	%	
	搬入口の扉やバックヤードの扉を必ず閉め冷気流出を防止する。	<input type="checkbox"/> 10	%	
	電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源を保有している場合はそちらを優先運転する。	<input type="checkbox"/> 11	%	
コンセント 動力	調理機器、冷蔵庫の設定温度の見直しを行う。	<input type="checkbox"/> 12	%	
	電気式オートクレーブの詰め込み過ぎの防止、定期的な清掃点検を実施する。	<input type="checkbox"/> 13	%	
	電気式給湯機、給茶器、温水洗浄便座、エアタオル等のプラグをコンセントから抜く。	<input type="checkbox"/> 14	%	
	自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長等を行う。	<input type="checkbox"/> 15	%	
その他	デマンド監視装置を導入し、設定を契約電力の△15%とし、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。	<input type="checkbox"/> 16	%	
	コーチェネレーション設備を設置している場合は、発電優先で運転する。	<input type="checkbox"/> 17	%	
<b>医療機関関係者への節電の啓発も大事です</b>				
節電 啓発	節電目標と具体策について、職員全体に周知徹底し実施する。	<input type="checkbox"/> 18	%	
	節電担当者を任命し、責任者(病院長・事務局長など)と関係全部門が出席したフォローアップ会議や節電バトロールを定期的に実施する。	<input type="checkbox"/> 19	%	
	医療機関関係者に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	<input type="checkbox"/> 20	%	
<b>独自対策を追加する場合は下記に記入してください</b>				
<input type="checkbox"/> 21	%			
<input type="checkbox"/> 22	%			
<input type="checkbox"/> 23	%			

※合計欄には実行する節電効果目安の合計を記入してください。  
また、個別に計算できる節電目標がある場合は、それを加えていただいても結構です。

合計  %

**ご注意** ●記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する節電効果の想定割合の目安です。●空調については電気式空調を想定しています。●一定の条件の元での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。●方策により効果が重複するものがあるため、単純に合計はできません。●節電を意識しそうるあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意ください。

※節電行動計画は建物の実質的な使用責任者と建物の管理者が協議のうえ作成してください。

事務連絡  
平成23年4月8日

都道府県医療主管課 御中

厚生労働省医政局指導課

停電に係る在宅医療患者への対応について

今般の東日本大震災については、必要な医療の確保に最大限の御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

4月7日夜に発生した東日本大震災の余震と思われる地震の後、東北電力管内の地域が停電となっている時間帯に、山形県尾花沢市で人工呼吸器と酸素濃縮装置を使用中の患者が死亡する事案が発生いたしました。

停電と死亡の因果関係については不明ですが、貴課におかれましては、貴管下の医療機関及び訪問看護ステーションに対し、人工呼吸器や酸素濃縮装置等の在宅医療機器を使用している患者に対する停電時の対応について、必要に応じ医療機器メーカーと協議を行った上で、

- ・人工呼吸器の内臓バッテリーの有無と持続時間、作動の再確認
- ・人工呼吸器の外部バッテリーの準備及び事前の充電
- ・酸素濃縮装置を在宅で使用している患者に対し、必要な酸素ボンベが配布されているかの再確認
- ・人工呼吸器や酸素濃縮装置を使用している患者に対する停電時の対応の周知
- ・停電等電源異常時のアラームが正しく作動するかの再確認
- ・携帶用酸素ボンベセットの使用方法の再確認
- ・患者の状態を踏まえた適切な在宅医療機器への代替や貸出などの対応
- ・在宅医療患者との緊急時連絡体制の再確認

等により、在宅医療患者への医療の提供が、停電時においてもできるだけ支障なく行われるよう、適切な指導の実施について特段の御協力をお願ひいたします。

<連絡先>

厚生労働省医政局指導課在宅医療係  
電話（代表）03-5253-1111（内2662）